

さいたま市環境影響評価に係る書類等の公開に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第23号、以下「条例」という。）について、施行日時点で手続き中にある環境影響評価に係る書類等の公開に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 図書 事業者等が市に提出した環境影響評価に係る書類等をいう。
- (2) 事業者等 条例施行前に提出された当該図書を作成し又は提出した事業者又は都市計画決定権者をいう。

(図書の公開)

第3条 市長は、事業者等が第5条の手続を経たときは、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。

(公開の期間)

第4条 前条の規定に基づく図書の公開の期間は、事業者等の同意を得た日から起算して30年を経過する日までの期間とする。

(公開の同意)

第5条 事業者等は、公開の同意を行う場合は、公開同意書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(公開の取消)

第6条 事業者等は、公開を取り消す申し出をする場合には、公開取消申出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。